

■ 増改築時の既存建築物側の昇降機の構造規定 ①

原則

法3条_3項_三、四号

既存部分も含めて現行法規を遵守すること

緩和

法86条の7

1項 … 法20条(構造耐力)に対する緩和

2項 … エキスパンションジョイントで分離

3項 … 法34条_1項(昇降機) 遡及しない

UCMP、地震時管制等は遡及しない

※法20条からの緩和規定(条件)なので、
建築確認申請時に審査される
(審査するのは構造担当or設備担当…不明)

既存昇降機の新法対応(条件)

告示566号_第1_二号_ハ

- ① 令129条の4…強度関係の規定
- ② 令129条の5…積載荷重の規定
- ③ 令129条の8_1項…移動・転倒の防止
- ④ 令129条の12_2項…エスカレーターへの①②の準用

緩和の条件

令137条の2_1項

- 一号 … 既存の1/2を超える増改築時の緩和
- 二号 … エキスパンションジョイント分離した場合の緩和
- 三号 … 既存の1/2以下の増改築時の緩和(旧一号)
- 四号 … 既存の1/20以下かつ50m²以下の増改築の緩和(旧二号)

New!

New!

※トラスのかかり代等に関する新告示についても④より遡及すると考えられる

- ⑤ 令129条の6_1項_一号 ⇒ 告示1455号第1…かごの構造の一部
(一号～三号、五号～七号+かごパネルの強度確認(四号ではない))

※照度(八号)、天井高さ(九号)及び第2(戸閉力(150N)、反転装置等)は遡及しない

■ 増改築時の既存建築物側の昇降機の構造規定 ②

既存遡及しない独立部分 (構造関係)

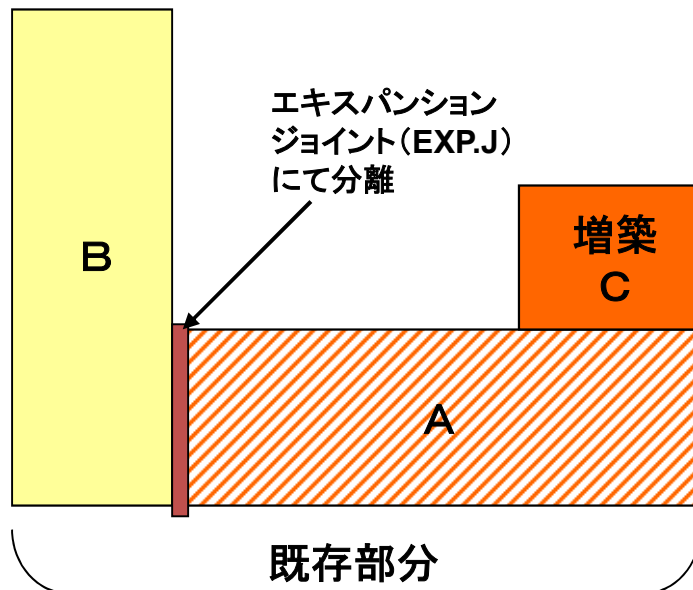
【法86条の7、令137条の14】

増築Cに対して…

- ・既存Aは構造関係について既存遡及する
- ・既存Bは構造関係について既存遡及しない

※増築C接続方法等における既存Aに適用される耐震基準については、前頁①を参照

※前頁①における増築Cに対する面積計算については、A+Bの面積を対象とする



段階的な改修を可能とする措置

【法86条の8、令137条の14】

